

令和7年(ネ)第3743号 自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) デニズ・イェンギンほか1名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 国

求釈明に対する回答書

令和8年3月6日

東京高等裁判所第12民事部E3係 御中

被控訴人兼控訴人(一審被告)指定代理人	川	勝	庸	史	
	米	山		理	
	迎		雄	二	
	日	比	野	嵩	
	石	山	祥	太郎	
	長	谷	川	翔	太
	亀	田	友	美	
	湯	本	麻	依	
	小	高	真	志	
	石	山	智	子	

藤	谷	裕	太
太	田	玲	央
六	車		旦
椎	名	俊	介
佐	藤		圭
栗	原	英	樹
廣	川	一	己
古	川	佳	奈
上	田	博	亮
杉	本		剛
内	山	讓	二
真	隅		賢
美	坂	一	幸
宮	本	勝	義
小	華	和	肇

一審被告は、一審原告らの2025(令和7)年12月19日付け求釈明申立書に対し、以下のとおり回答する。

なお、略語は、本書面において新たに用いるもののほかは、一審被告控訴理由書及び一審被告の令和7年12月15日付け答弁書の例による。

第1 一審原告らの求釈明事項1について

1 求釈明事項

「日本政府は、条約法条約を批准する前に加入した条約の解釈について、条約法条約31条から33条の規定に反映されている規則に従わなければならないことは「当然のこと(trite law)」であると国際司法裁判所において述べているが(甲54・8頁)、一審被告は、本訴訟においても、自由権規約を条約法条約31条から33条の規則に従って解釈すべきことは争わないとするものか。仮に争うという場合は、一審被告の主張を明らかにされたい。」

2 回答

本訴訟における条約法条約の適用に関する一審被告の主張は、一審被告控訴理由書第2の4(3)(20及び21ページ)で述べたとおりである。

第2 一審原告らの求釈明事項2について

1 求釈明事項

「一審被告は、原審において、自由権規約第9条1項の解釈について、「法律に定める理由及び手続によらない自由の剥奪を禁じている」と解されると主張していたが(答弁書51頁)、控訴審においても、上記主張を維持するものか。仮に維持しないという場合、一審被告の主張を明らかにされたい。」

2 回答

一審被告の主張は、一審被告の原審答弁書第5の3(2)(51ページ)で述べたとおりである。

第3 一審原告らの求釈明事項3について

1 求釈明事項

「一審原告サファリの収容1開始までの仮放免にかかる仮放免許可書に記載されていた条件は、「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」というものであったか。仮に異なるという場合、一審原告サファリの仮放免許可書に記載されていた条件を明らかにされたい。」

2 回答

(1) 一審原告サファリに係る平成22年12月6日付け仮放免許可書(乙C17)のとおり。

(2)ア 一審原告らの求釈明事項3は、仮放免許可書に就労禁止に係る条件が記載されていない場合には当該被仮放免者の就労が禁止されないとの見解を前提とし、前記(1)の仮放免許可書の記載に基づき、一審原告サファリ収容1が開始する前の仮放免許可による仮放免中における一審原告サファリの就労が不法就労に当たらない旨を主張することを念頭に置くものと解される。

イ しかし、退去強制令書の発付を受け、在留資格を有さずに在留している外国人は、その在留自体が認められない以上、就労活動も認められないことは当然である。乙C第17号証に係る仮放免許可書において仮放免の条件として就労禁止条件が平成27年11月24日に付記されるまで記載されていなかったのは、就労活動の禁止が当然であり、当該仮放免許可の当時、これを仮放免の条件として仮放免許可書に殊更記載する必要がないと考えられていたからにすぎない。

したがって、仮放免許可書に就労禁止条件が記載されていないとの事情をもって、退去強制令書発付後の仮放免中における一審原告サファリの就労が不法就労に当たらないこととなるものではない。

(3) この点に関し、東京地方裁判所令和3年11月18日判決(平成30年(行ウ)第583号ほか・判例秘書登載)は、仮放免許可を受けた者の就労を明示的に禁じる法令は存在せず、入管が平成27年10月以降、在留資格未取得外国人に仮放免を許可するに当たり就労を禁じる条件を付すように方針を転換したため、就労禁止条件違反の問題が生じるようになったにすぎず、当該事案の原告父は不法就労していない旨の当該事案の原告らの主張について、

「入管法は、本邦に在留する外国人が本邦において行うことができる活動又は当該外国人が本邦において有する身分若しくは地位に着目して在留資格を類型化し、当該在留資格に応じて外国人の本邦における活動を規制しているものであり(同法2条の2第1項、2項、19条参照)、就労に関しても、本邦において就労することができる外国人の範囲及びその活動内容を限定する一方(同法19条1項、2項)、在留資格を有する外国人の資格外活動としての就労活動に加え、在留資格を有せずに不法滞在する外国人の収入を伴う活動等をも含めて「不法就労活動」と定義した上で(同法24条3号の4イ)、不法就労活動への関与を規制の対象としているものである(同号、同法73条の2)。そして、仮放免許可は、收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者につき、その收容を一時的に解くものにすぎず(入管法54条)、仮放免許可を受けることにより本邦において就労することができる地位が生ずるものではなく、不法滞在中の外国人が本邦での就労を禁じられていることは、仮放免許可に付される条件にかかわらず上記法令の規定により当然の前提とされているものであって、原告らの主張するように平成27年10月以降に仮放免許可に就労禁止の条件が付されるようになったとしても、それは上記のような不法就労活動の規制の趣旨をより徹底させるためのものと解すべきである。」と判示し、上記原告らの主張を排斥している(なお、同判決は、東京高裁令和4年6月2日判決・令和3年(行コ)第304号・公刊物未登載・自然確定で維持されている。)

以上